

つり革広告オーナー募集要項

1 趣旨

天竜浜名湖鉄道株式会社は、つり革広告を掲出することにより、鉄道車両の有効活用による財源の確保を図るとともに、オーナー（企業名、学校名、商品名等）の知名度向上やイメージアップを図り、地域振興につなげることを目的とする。

2 応募資格

次の条件を全て満たす法人又は個人(任意団体可)及び自治体とする。

① 以下に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)であること。

③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

④ 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ この要項に記載する条件等を遵守する者であること。

3 募集内容

(1) 掲出箇所： 車内つり革広告枠（指定位置）

(2) サ イ ズ： 9cm×5cm（横×縦）×2 面

(3) 募集本数： 30 本/1 両

(4) 対象車両： THG100 形

(5) 広告内容： 弊社広告取扱規則、各種法令の規程を遵守したもの。

※広告取扱規則

第4条 広告が、次の各号に該当し、または、そのおそれのある場合は、会社では、広告掲出の取扱いをしない。

- (1) 会社の業務上支障のあるもの。
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの。
- (3) 風致又は美観を損するもの。
- (4) 旅客公衆に不快の念を与えるもの。
- (5) 特定の政治活動のためにするもの。
- (6) 危険を生ずるもの。
- (7) 前各号のほか、会社において不適当と認めたもの。

4 掲出料・契約期間

- (1) 掲出料： 1本あたり年額 20,000 円（税別）
- (2) 掲出期間： 原則 1 年間（自動更新あり）
- (3) 契約単位： 年度ごと
- (4) 現物進呈： 車内掲示と同様のつり革プラス広告枠の現物を進呈

5 募集期間

2025 年 12 月 1 日より申込み受付を開始し、オーナーが不在の間は、継続して募集するものとする。

6 データ提出

PDF/X または Illustrator 形式を基本とし、それ以外の形式については協議して決定した印刷データをオーナー側で作成し、天竜浜名湖鉄道株式会社に提出する。

7 掲出方法

天竜浜名湖鉄道株式会社が指定する位置に掲出し、掲出中の変更費用はオーナー負担となる。

8 選考方法

申込先着順とし、天竜浜名湖鉄道株式会社において、内容審査を行った上で決定する。内容によっては、修正または掲載をお断りする場合がある。

9 申込方法

申込書に必要書類を添付の上、持参、郵送又はメールにより、下記まで申込むものとする。

【申込先】 〒431-3311 静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵 114-2

天竜浜名湖鉄道株式会社 営業課 つり革広告担当

tsurikawa@tenhama.co.jp

10 お問合せ先

天竜浜名湖鉄道株式会社 営業課（9：00～17：00）

電話：053-925-2276 FAX：053-925-2277

tsurikawa@tenhama.co.jp